

# 中小企業振興資金（四万十市） （新型コロナウイルス感染症対策特別分）

## 制度概要

四万十市内に住所および営業の本拠を有する中小企業者で、以下のすべてに該当する方

① 市税を滞納していない方

② 新型コロナウイルス感染症によりセーフティネット保証4号の認定を受けた方

(いずれか)

新型コロナウイルス感染症によりセーフティネット保証5号の認定を受けた方

## 主な概要

保証限度額

1,000万円

令和2年度の四万十市中小企業振興資金制度（新型コロナウイルス感染症対策特別分）における当初借入額を含めて、1,000万円を貸付限度とする。

保証期間

12年以内（据置 4年以内）

融資利率

1.80%以内

信用保証料率

0.00%（四万十市が全額補給）